

市県民税フローチャート

診断①
スタート!

矢印に沿ってご確認ください
▶ はい ▶ いいえ

令和7年1月1日現在、八幡浜市に住所・居所がある。

令和7年1月1日時点で、居住していた市町村へお問い合わせください。

令和6年1月1日～令和6年12月31日までのあいだに、収入があった。
※ 非課税所得（障害年金・遺族年金・失業給付金など）は収入に含まれません。

ご家族のどなたかの扶養親族として申告されている。

税務署で確定申告を行う

申告不要

申告が必要

診断②
スタート!

どのような収入がありましたか？…診断②へ！

分離課税所得（不動産や有価証券の取引）を申告する

税務署で確定申告を行う

営業・農業・不動産等の事業収入がある

申告が必要

給与収入がある

給与・公的年金以外の収入がある

申告が必要

控除を申告する（※1）

申告不要

公的年金収入がある

公的年金以外の収入がある。

保険の満期金・個人年金・配当金・報酬等の収入（※2）がある

申告が必要

※1 例) 医療費控除、寄附金控除、扶養控除、障害控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、雑損控除等

※2 給与と所得以外の所得が20万円以下の場合、確定申告は不要ですが、市県民税（国民健康保険税）を算定するため市への申告は必要となります。